

港 湾 運 送 料 金 表

(港 湾 荷 役 料 金)

神 戸 港



平成 7 年 8 月 12 日

兵 庫 県 港 運 協 会

目 次

港湾荷役料金表（船内・沿岸一貫）.....	1
港湾荷役料金表（船内荷役料金）.....	7
港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）.....	13
港湾荷役料金表（小型船荷役料金）.....	21

港 湾 荷 役 料 金 表

平成 7 年 8 月 12 日 実施

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船舶荷役料金を除く)

I 適 用 範 囲

この港湾荷役料金は当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基 本 料 金

(1トンにつき 単位円)

品目				金 額		
				接岸本船 ←→	接岸本船 ←→	
				上屋・野積場内	上屋・野積場前	
ユニ タイ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		1, 193	1, 066	
		空		1, 014	905	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			2, 305	2, 112	
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)			1, 803	1, 653	
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)			2, 524	2, 298	
包 装 品	袋 物			3, 156	2, 883	
	ベ ル 物			3, 071	2, 802	
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		3, 460	3, 183	
		機械類(1個当り5トン以上のもの)		2, 524	2, 298	
		青 果 類		2, 594	2, 355	
		冷 凍 品 ・ 冷 蔵 品		—	5, 006	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			2, 378	2, 199	
	巻 取 紙 (内 地 産)			1, 908	1, 706	
	木 材	岸壁揚 の 物	原木	米国材・南洋材	1, 739	1, 563
				北 洋 材	2, 361	2, 188
				製 材	1, 870	1, 689
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			2, 803	2, 520	
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		2, 700	2, 467	
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル		2, 297	2, 100	
	石 材			2, 751	2, 556	
	撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍 礦 石 (粉)			1, 861	1, 667
鉍 礦 石 (塊)・特殊鉍 礦 石			2, 578	2, 347		
砂 糖			2, 493	2, 312		

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

② 「接岸本船内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く)における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	54,530	84,930	115,350	145,780	171,680
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	84,830	132,110	179,440	226,770	267,060

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16

時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 8円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トンにつき 3円
(3) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 7円

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. そ の 他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表

(船内荷役料金)

平成7年8月12日 実施

港湾荷役料金表（船内荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

I 適用範囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

（1トンにつき 単位円）

品 目			金 額		
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入	586		
		空	498		
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング		1,412		
	ノックダウン自動車・完成車 （重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）		1,110		
	完成車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）		1,465		
包 装 品	袋 物		1,885		
	ベ ル 物		1,813		
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）		2,185	
		機 械 類（1個当り5トン以上のもの）		1,465	
		青 果 類		1,469	
冷 凍 品 ・ 冷 蔵 品		3,713			
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		1,561		
	巻 取 紙（内地産）		949		
	木 材	水落しのもの	原 木	639	
		岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	902
				北 洋 材	1,574
			製 材		1,019
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）		1,466		
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1,619	
		鋼管（口径12インチ以上のもの）・コイル		1,378	
	石 材		1,868		
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍 礫 石（粉）		938		
	鉍 礫 石（塊）・特殊 鉍 礫 石		1,496		
	砂 糖		1,674		

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- ① 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸しフックをはずすまでの作業。
- ② 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きします。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本

料金の5%

- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（1口1時間につき 単位円）

1口の作業構成員数 による区分	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	34,030	52,170	70,300	88,440	102,060
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	52,940	81,150	109,360	137,570	158,760

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限りません。

5. 最 低 料 金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トンにつき 1円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位

に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. そ の 他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港 湾 荷 役 料 金 表

(沿岸荷役料金)

平成 7 年 8 月 12 日 実施

港 湾 荷 役 料 金 表 (沿岸荷役料金)

(総トン数1,000トン未満の小型船舶荷役料金を除く)

I 適 用 範 囲

この港湾荷役料金(沿岸荷役料金)は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基 本 料 金

接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品 目				金 額		
				接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		6 7 0	5 3 6	
		空		5 6 9	4 5 5	
	パレタイズ貨物・バンバック・バッグコンテナ・プレスリング			1, 0 1 4	8 1 1	
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)			7 8 8	6 3 0	
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)			1, 1 9 2	9 5 4	
包 装 品	袋 物		1, 4 3 7	1, 1 5 0		
	ベ ル 物		1, 4 2 0	1, 1 3 6		
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1, 4 5 7	1, 1 6 6	
		機械類(1個当り5トン以上のもの)		1, 1 9 2	9 5 4	
		青 果 類		1, 2 6 2	1, 0 1 0	
冷 凍 品 ・ 冷 蔵 品			—	1, 5 5 6		
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			9 4 2	7 5 4	
	巻 取 紙 (内 地 産)			1, 0 5 9	8 4 7	
	木 材	岸 壁 揚 の も の	原木	米国材・南洋材	9 2 9	7 4 3
				北 洋 材	9 1 1	7 2 9
			製 材	9 4 9	7 5 9	
	非 鉄	金 属 類 (半製品・銑鉄・地金)		1, 4 8 4	1, 1 8 7	
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)			1, 2 2 3	9 7 8
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル			1, 0 4 0	8 3 2
	石 材			1, 0 2 8	8 2 2	
	撒 貨 物	小 麦 ・ 肥 料 原 料 ・ 鉍 礦 石 (粉)			1, 0 2 1	8 1 7
鉍 礦 石 (塊) ・ 特 殊 鉍 礦 石			1, 2 1 8	9 7 4		
砂 糖			9 5 0	7 6 0		

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船側 ↔ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ↔ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

② 「接岸本船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船側 ↔ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ↔ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金はそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待 機 料 金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼 間 (8時30分から 16時30分まで)	20,500	32,760	45,050	57,340	69,620	81,920
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	31,890	50,960	70,080	89,200	108,300	127,430

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限りま

5. 最 低 料 金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼 間 (8時30分から 16時30分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

(1トンにつき 単位円)

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,473
雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	2,217
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当り5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,986

7. 看 賞 作 業 料 金

本料金は、貨物の看賞作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕 訳 作 業 料 金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10. 上屋保管料金

- (1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
- (2) 本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。
- (3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

（1日1トンにつき 単位円）

貨物分類	区分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ（野積場）		13	9
繊維原料類		57	43
青果		57	43
窯製品		68	57
その他の貨物		100	81

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
2. コンテナについては、野積場置き料とします。
3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

11. 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トンにつき1円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき3円50銭

12. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

14. その他

- (1) 特殊貨物（特出品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港 湾 荷 役 料 金 表

(小型船荷役料金)

平成 7 年 8 月 12 日 実施

港湾荷役料金表（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）

I 適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）は、

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内 ↔ 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役
- (2) 総トン数500トン未満の小型船の本船内 ↔ 上屋・野積場内又は戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は、港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内 ↔ 上屋・野積場内
又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品 目				金 額		
				本船内 ←→ 上屋・野積場内	本船内 ←→ 上屋・野積場前	
ユニ タイ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		785	728	
		空		666	618	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1,891	1,754	
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン以上又は容積20トン未満のもの)			1,481	1,374	
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)			2,058	1,895	
包 装 品	袋 物			2,582	2,386	
	ベ ー ル 物			2,510	2,316	
	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		2,851	2,652	
		機械類(1個当り5トン以上のもの)		2,058	1,895	
		青 果 類		2,109	1,937	
		冷 凍 品 ・ 冷 蔵 品		—	4,218	
有 資 貨 物	タ イ ヤ			1,968	1,840	
	巻 取 紙 (内地産)			1,259	1,169	
	木 材	岸壁揚 の 物	原木	米国材・南洋材	1,400	1,274
				北 洋 材	1,959	1,834
				製 材	1,513	1,384
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			2,258	2,056	
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,898	1,795	
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル		1,614	1,526	
	石 材			2,290	2,150	
	撤 貨 物	小麦・肥料原料・鉍 礦 石 (粉)			1,494	1,356
鉍 礦 石 (塊)・特殊 鉍 礦 石			2,103	1,937		
砂 糖			2,070	1,941		

(2) 総トン数500トン未満の小型船内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品 目				金 額		
				本船内 ←→ 上屋・野積場内	本船内 ←→ 上屋・野積場前	
ユニ タイ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		7 8 1	6 2 5	
		空		6 6 3	5 3 0	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1, 1 8 2	9 4 5	
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン以上又は容積20トン未満のもの)			9 1 8	7 3 5	
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)			1, 3 8 8	1, 1 1 0	
包 装 品	袋 物		1, 6 7 4	1, 3 3 9		
	ベ ー ル 物		1, 6 5 5	1, 3 2 3		
	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1, 6 9 8	1, 3 5 9	
		機械類(1個当り5トン以上のもの)		1, 3 8 8	1, 1 1 0	
		青 果 類		1, 4 7 0	1, 1 7 7	
		冷 凍 品 ・ 冷 蔵 品		—	1, 8 1 2	
有 資 貨 物	タ イ ヤ			1, 0 9 7	8 7 8	
	巻 取 紙 (内地産)			1, 2 3 4	9 8 7	
	木 材	岸壁揚 のもの	原木	米国材・南洋材	1, 0 8 2	8 6 6
				北 洋 材	1, 0 6 1	8 4 9
			製 材		1, 1 0 5	8 8 4
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			1, 7 2 9	1, 3 8 3	
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1, 4 2 5	1, 1 4 0	
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル		1, 2 1 2	9 7 0	
	石 材			1, 1 9 7	9 5 8	
撤 貨 物	小麦・肥料原料・鉍 礦 石(粉)			1, 1 9 0	9 5 2	
	鉍 礦 石(塊)・特殊 鉍 礦 石			1, 4 2 0	1, 1 3 6	
	砂 糖			1, 1 0 6	8 8 5	

(3) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「本船内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

② 「本船内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

4. 分担金等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 8円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トンにつき 3円
(3) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 7円

(2) 総トン数500トン未満の小型船内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トンにつき 1円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

5. 消費税の加算

(1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン

数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

7. そ の 他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大型・変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾運送別掲料金表

港湾荷役料金（船内荷役・沿岸荷役）

神 戸 港



平成 7 年 8 月 12 日

船内荷役別掲料金表

平成7年8月12日実施

品名	単位	料金
...	...	...
...	...	...
...	...	...

品名	単位	料金
...	...	...
...	...	...
...	...	...

港湾荷役料金（船内荷役料金）別掲料金表

1. ハッチ蓋・ビーム開閉作業手伝料金（1 碇泊・1 船艙につき）

区 分	昼 間 (08:30～16:30)	半 夜 (16:30～21:30)
2,000 G/T 未満	5,950 円	8,370 円
2,000 ～ 4,000 G/T	8,960 円	12,540 円
4,001 ～ 6,000 G/T	14,940 円	20,950 円
6,001 G/T 以上の一般貨物船	29,940 円	41,950 円
外 航 撒 貨 物 船	35,960 円	50,330 円
スチールハッチ装備船（自動開閉式に限る） の中蓋開閉作業を行った場合	5,950 円	8,370 円

備 考

- (イ) 碇泊中 船長の命令、天候、その他の事由で中間時に当該作業を行った場合は、実作業時間に対し、港湾荷役料金表（船内・沿岸一貫料金、又は船内荷役料金）Ⅰ－４－(1)の待機料金相当額を申し受けます。
- (ロ) 特殊船艙（デープタンク、冷蔵庫等）の当該作業は実作業時間に対し、港湾荷役料金表（船内・沿岸一貫料金又は船内荷役料金）Ⅰ－４－(1)の待機料金相当額を申し受けます。
- (ハ) 本船乗組員により本作業が行なわれた場合は、その所要時間に対し、港湾荷役料金表（船内・沿岸一貫料金又は船内荷役料金）Ⅰ－４－(1)の待機料金相当額を申し受けます。

2. スタンバイギア手伝料金（1 碇泊・1 船艙、1 セットにつき）

区 分	昼 間 (08:30～16:30)	半 夜 (16:30～21:30)
デリックの上下およびトリミング	39,800 円	59,500 円
トリミング	23,670 円	35,210 円

ただし、本船乗組員により本作業が行われた場合は、その所要時間に対し、港湾荷役料金表（船内・沿岸一貫料金又は船内荷役料金）Ⅰ－４－(1)の待機料金相当額を申し受けます。

3. スーパーバイザー及びエキストラレーバー料金（1 人につき）

区 分	昼 間 (08:30～16:30)	半 夜 (16:30～21:30)	夜 間 (16:30～04:00)
スーパーバイザー	37,670 円	37,670 円	80,640 円
エキストラレーバー	32,010 円	32,010 円	68,530 円

備 考

手配取消の場合は、荷役開始1時間前までは本料金の6割、それ以後の取消又は解除の場合は10割を申し受けます。

4. 船内荷役の最低料金（夜間）

（1口につき 単位円）

区分	作業構成員数の区分	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
夜間 (16:30～04:00)		525,260	805,320	1,085,380	1,365,440	1,575,630

本料金には、港湾荷役料金表（船内荷役料金）Ⅱ－6－(2)を準用します。

5. フォークリフト使用料金

ただし、委託者の要求により使用する場合に適用します。

昼間	1台	1時間（実働）	4,770円
半夜	—	—	6,220円

備考

(イ) 最低料金は、4時間分を申し受けます。

(ロ) 3.5トン以上のフォークリフトを使用した場合は実費を申し受けます。

6. 荷操作業料金

作業形態	料金内容
同一船艙内における作業の場合	船内荷役料金
他船艙への作業の場合	船内荷役料金＋船内荷役料金
はしけ使用による作業の場合	船内荷役料金＋はしけ運送料金＋船内荷役料金
岸壁利用による作業の場合	船内荷役料金＋沿岸荷役料金＋船内荷役料金

本料金には、それぞれの作業形態の場合に応じて、港湾荷役料金（船内荷役料金）・（沿岸荷役料金）、はしけ運送料金に係る所定の割増料金等を適用します。

7. 本船直移し作業料金

作業形態	区分	料金内容
甲本船から乙本船への直移しの作業	両船とも500総トン以上の船舶である場合	船内荷役料金＋船内荷役料金
	いずれか一方が500総トン未満の船舶である場合	船内荷役料金＋（船内荷役料金× $\frac{1}{2}$ ）

本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金等を適用します。

8. 割増料金

- (1) 深夜（21:30～04:00）に船内荷役を行った場合は基本料金の13割増とします。
- (2) 港湾荷役料金表（船内・沿岸一貫料金及び船内荷役料金）Ⅰ－4の諸料金、並びに別掲料金についても、日曜日・祝祭日割増（10割）、土曜日割増（6割）「当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。」を申し受けます。

9. 危険品の取扱について（1トンにつき）

危険品の取扱は下記によります。但し、分類は検数料金表の付帯作業等料金中の甲、乙、丙、分類表を適用します。

甲類 5,391円

乙類 4,182円

丙類 2,522円

10. 料金表の基本料金適用品目限定取扱要領

(1) 袋物（紙、ビニール入）の適用品目

穀飼類（紙、ビニール入）、塩、砂糖（紙、ビニール入）、セメント、肥料類（紙、ビニール入）、曹達類（紙、ビニール入）に限定し、その他の紙、ビニール袋物貨物（合成樹脂等）は雑貨を適用します。

(2) 袋物（麻袋入）の適用品目

小麦、ミール、ビートパルプ、ふすまの袋物（麻袋入）に限定し、その他の麻袋物入貨物は雑貨を適用します。

(3) ベール物の適用品目

綿花、羊毛、麻類に限定し、その他のベール物は雑貨を適用します。

(4) ノックダウン自動車及び完成車の適用品目

ノックダウン自動車及び部品、乗用車（重量5トン、容積20トン未満のトラックを含む）に限定し、車輛、舟艇は機械類（1個当たり5トン以上のもの）を適用します。

(5) 鋼材の適用品目

鋼材の有姿貨物に限定し、包装品は雑貨類を適用します。

(6) 鉄礦石類、穀飼類（小麦）の適用品目

鉄礦石類、穀飼類（小麦）の撒貨物に限定します。

(7) 原木の解卸しのものの適用品目

製材の岸壁揚げのものを適用します。

沿岸荷役別掲料金表

平成7年8月12日実施

品名	単位	料金	備考
コンクリート	1トン	100円	
鉄骨	1トン	150円	
鉄筋	1トン	120円	
木材	1トン	80円	
石炭	1トン	60円	
石油	1トン	70円	
穀類	1トン	90円	
雑貨	1トン	110円	
その他	1トン	130円	

1. 上記の表の料金は、コンクリート、鉄骨、鉄筋、木材、石炭、石油、穀類、雑貨、その他、の各品名に、それぞれ、1トンあたり、上記の料金に、10%の増徴を、加算する。

2. 卸 荷 料

卸荷料は、上記の表の料金に、10%の増徴を、加算する。また、卸荷料は、コンクリート、鉄骨、鉄筋、木材、石炭、石油、穀類、雑貨、その他、の各品名に、それぞれ、1トンあたり、上記の料金に、10%の増徴を、加算する。

沿 岸 荷 役 別 掲 料 金

1. 上屋山側入出料金

上屋、野積場山側入れ又は出し料金の作業範囲は次の通りとします。

車側 ←——→ 上屋・野積場内

(入) 車側にある貨物の上屋、野積場内までの移送及び拼付するまでの作業。

(出) 貨物の上屋、野積場内から搬出及び車側までの移送作業。

なお、作業範囲は50メートルとします。

一般貨物	上屋海側入出基本料金の8割
撒貨物	〃 3割

ただし、撒貨物であっても上屋内に蔵置することが原則である貨物及び屑鉄類撒は一般貨物の料金を適用します。

2. トラック積卸手伝料金

上屋・野積場内料金の4割以内とします。

本料金は、港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）の作業範囲Ⅱ-2-(2)、及び別掲料金1に先行、又は後続して行われる車積、車卸作業に適用します。

(備 考)

別掲1. 2. の料金に対しては、港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）Ⅰ-2の割増料金・3の割引料金・4の諸料金、及びⅡの料金適用方の規定を準用します。

3. エキストラ・レーバーの料金（1人につき）

区 分	昼 間 (08:30~16:30)	半 夜 (16:30~21:30)	夜 間 (16:30~04:00)
エキストラ・レーバー	32,010 円	32,010 円	68,530 円

4. 委託者の都合によりトラックレーン等の手配を取消し又は待機させた場合は、別途実費を申し受けます。

5. 割 増 料 金

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）Ⅰ-4の諸料金、並びに別掲料金についても、日曜日・祝祭日割増（10割）、土曜日割増（6割）「当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。」を申し受けます。

別 掲 料 金 早 見 表

港湾運送事業範囲外の上屋・野積場入れ、又は上屋・野積場出し料金

(1トンにつき 単位円)

品 名		金 額
ユ ニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ 実 入	536
	空	455
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング	811
	ノックダウン自動車	630
	完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)	954
	完成車(重量5トン以上かつ容積20トン以上のもの)	954
	袋 物	1,150
	ベール物	1,136
	カートン 雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)	1,166
	ケース 機 械 類(1個当り5トン以上のもの)	954
包 装 品	クレート 青 果 類	1,010
	冷凍品・冷蔵品	1,556
	タ イ ヤ	754
	巻 取 紙(内地産)	847
	木 材 岸壁揚のもの	原 木 米 国 材 743
		南 洋 材 729
		北 洋 材 759
	製 材	
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)	
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む) 1,187
		鋼 管(口径12インチ以上のもの) 978
		コイル 832
有 姿 貨 物	石 材	
	小 麦	
	肥料原料	
	鉍 礦 石(粉)	
	鉍 礦 石(塊)	
	特殊鉍礦石	
撒 貨 物	砂 糖	

兵庫県港運協会